

『高等教育の改革に関する
基本構想試案（中間報告）』
の問題点

（国立大学協会大学運営協議会研究部会検討試案）

第3研究部会	1頁
（中教審試案第1高等教育の改革の中心的な課題1-5）	
（同上 第2高等教育改革の基本構想 12-13）	
第2研究部会	7頁
（中教審試案第2高等教育改革の基本構想1-6）	
第1研究部会	11頁
（中教審試案第2高等教育改革の基本構想7-11）	

『高等教育の改革に関する
基本構想試案（中間報告）』
の問題点

（第3研究部会）

（中教審試案第1高等教育の改革の中心的な課題1-5）

（同上 第2高等教育改革の基本構想12-13）

I 全体としての問題点

この『試案（中間報告）』は、「高等教育改革の中心的課題」は、「社会の要請」に応じうるように、大学の制度、教育、研究を改めることにあるとの観点から書かれているといつてよいが、そこではつぎの諸点が問題となるであろう。

- (1) 「社会の要請」が、産業・経済界における高・中級技術者にたいする需要の増大、およびそれを受けての国民の側における大学進学率の上昇というように、いわば低次元のものとして理解されている傾向が強いこと。
- (2) このことは、社会において大学の果たすべき役割が、いわば受身一方に理解されているということであり、裏返していえば、社会において大学がこれまで多少とも果たしてきた、今後はますます果たしていくべきである創造性、批判性といった積極的役割が軽視されているということである。
- (3) 大学のもつこの積極的役割の軽視はまた、大学が組織体としてもつ特異な性格についての理解を浅からしめ、その管理・運営について、通常の組織体とほぼ同一の方式を適用していることとしてしていること。
- (4) この管理・運営方式改革の根底にあるものは、合理化・効率化・近代化、であり、すべてはそれで解決するとの考える傾向が強く、それらが大学とい

う特異な性格をもつ組織体に適用された場合に生ずべきマイナスの面についての配慮がほとんどみられないこと。

- (5) 今日の大学問題、ことに日本のそれは、敗戦後から今日にいたる文教政策や経済・財政政策の総結果として生じた側面が強いにもかかわらず、大学問題をこれらから切離して処理しようとし、特に従来の諸政策にたいする反省がないし批判らしきものが、ほとんどみられないこと。

II 個々の問題点

「第1 高等教育改革の中心的な課題」

「1. 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請」について

この項は、本文については特に問題はないようにみえるが、説明文をも併せて読むと、その結びの文章からもわかるように、第2の1「高等教育機関の目的・性格の多様化」についての提案の伏線となつていことがわかる。そしてそこにはつぎのような問題があるように思われる。

- (1) 大学の任務・機能を主として「高等教育機関」たることに限局して考える傾向が強すぎること。
- (2) しかも、その「高等教育機関たる大学の目的・性格および内部組織の多様化が、職業についての「社会の要請」に密着して考えられすぎていること。
- (3) 大学の多様化にともなつて生じる可能性の強い、大学間の格差の増大、および大学卒業者にたいする社会的待遇上の開きの増大についての配慮が示されていないこと。

「2. 高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請」について

この項も、前項と同様な意味で、第2の2「教育課程の改善の方向」における具体的提案の伏線をなすものとみられるが、そこにはつぎのような問題がある。

- (1) まず、ここには、「総合された専門的な教養」というような、よく理解で

きない表現があり、何をいおうとしているかの確に把握しがたい点もあるが、おそらく、専門的知識をもちながら、それに閉塞しない広い視野と真の意味での教養をもつた人間を創ることの必要が説かれているものとみてよいであろう。

(2) もしそうだとすれば、現在のような「一般教育と専門教育とを積重ねる方法…の欠陥を改める」ことは必要であるにしても、「〔それ〕とともに、多様な進路に応じた新しい教育課程を設計すること」が必要であるかどうかには問題があろう。というのは、この場合には、悪くすれば、学生を一つの教育課程におしこめて、いわばおしこめ式的教育をすることになりかねないからである。むしろカリキュラムに柔軟性をもたせ、選択の余地をできるだけ拡大する方向で、目標に近づくふりをすべきであろう。

(3) なお、ここでも、「将来の職業生活に必要な準備として」とか、「本人の将来の社会的進路を中心として」とかいう言葉にもみられるように、教育内容が、職業についての「社会の要請」に密着して考えられすぎているという、前項で指摘した特徴がさらに顕著にみられる。

「3、教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性」について

この項は、第2の「5、教育組織と研究組織の機能的な分離」、「7、高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化」、「9、国・公立大学の設置形態に関する問題解決の方向」等にみられる具体的提案の伏線をなしている。

(1) ここでの最大の問題は、知的創造的活動を使命とする大学を、「効率的」に管理するということが、どこまで正しく、かつ深くとらえられているかということであろう。

(2) 具体的には、「I、全体としての問題点」であげたこと、特に、(2)、(3)、(4)が問題となろう。

「4、高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性」について、

この項も、第2の「7、高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化」、「8、教員の人事・処遇の改善」、「9、国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向」等における諸提案の伏線をなすものである。したがって、前項の場合と同様、「I、全体としての問題点」であげたことがあてはまるが、そのほかにもなお、つぎのような点が問題となろう。

(1) ここでは、大学の自主性をおびやかすものとして、公権力とならんで、「学の内外における政治的・職業的な組織活動や経済的な誘惑」があげられるとともに、今日ではむしろ後者の脅威のほうが大きく、公権力はその脅威をふせぐはたらきをさえるものであるかのように述べられている。しかし、大学の自主性は、本来、「学問の自由」のためにあることを考え、かつ、公権力を、警察力というように狭く解するのではなく、そのときどきの政府が行使する有形・無形の力の総体というように広く解し、その力とその他の「学の内外における」力との「学問の自由」に及ぼしうる影響の大小を較量すれば、この項で述べられているような理解には、問題があるといわなければなるまい。

(2) また自主性確定の方法として、「…もつとも重要なことは、大学として明確な意思決定を行ない、それを的確に執行できるような体制を整備することである」として、管理体制の強化を念頭においたような説明をしている点も、「I、全体としての問題点」および(3)「3、教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性」についての問題点で述べたような意味で、問題であろう。いな、大学の自主性をもつとも脅威をうけるおそれがあるのは、整備、強化された管理体制と公権力が結びついたときだともいえるのである。

(3) さらに、ここでは、大学が「閉鎖的な独善に陥る傾向」をさけるために、大学を「開かれた大学」とし、かつその「設置形態や内部組織にも改善を加え」るべきだとされている。しかし、「I 全体としての問題点」のところのみた

ように、大学がそれについて開かれるべき「社会の要請」についていわば低次元の理解をしたままでも大学について通常の組織体の運営を効率化する場合と同じ方式を適用しようとするかぎり、その「開かれ」「改善を加え」られた大学には、「社会の要請」について敏感な適応的活動は期待されても、「生氣のある創造的活動」は期待できないであろう。

「5 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性」について

この項の本文の趣旨は了解できるが、これが、第2の「10、国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善」、「11 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整」における提案の伏線となつていることを考えて、説明文をも併せみると、つぎのような問題がふくまれている。

- (1) いうところの「国民全体の立場に立つた合理的な計画」をたてる主体が誰であるのか、すなわち政党に基礎をおく政府であるのか、文部省であるのか、大学の自主的組織であるのか、あるいは、政党にとらわれず国民のなかから選出された代表者であるのか。
- (2) この主体の如何によつて、ここで用いられている「必要な」、「合理的」ないしは「望ましい方向」等の言葉の内容にも相違が生じてくるであろう。

「第2 高等教育改革の基本構想」

「12 学生の生活環境の改善充実」について

- (1) 学生の生活環境の改善充実の問題を主として学寮問題に限局している点には、問題があろう。
- (2) 学寮を厚生施設としてとらえ、整備していく方向には賛成であり、その管理を大学から切離すことが示唆されているのだとすれば、それにも賛成である。
- (3) ただし、学寮の現状を批判しながら、学寮問題の根底には、戦後における国の住宅政策の貧困という問題がある点にふれていない点は不満である。
- (4) ここでの議論は国立大学に限局されているように思われるが、厚生施設としての学寮問題は私立大学にも共通する問題であろう。

「13 大学入学者選抜制度の改善の方向」について

- (1) 提案が具体的でないためコメントは省略するが、いわゆる「内申書」をどう「改善」するか、またそれにどれだけのウエイトをもたせるかの具体的方法が問題であろう。
- (2) 「共通テストの開発と活用」についても同様。
- (3) 私立大学の場合は、受験料が財源として相当のウエイトをもっている点をどう考えるかも問題となろう。

(第2研究部会)

(中教審試案第2高等教育改革の基本構想1～5)

I 全体としての問題点

この試案は、高等教育機関についての構想であつて、ここにいう高等教育機関とは何であるかということは明瞭を欠くところがあるばかりでなく、現存の歴史的な大学のもつ理念および制度と機能についてみて、異質の考え方をとつているように思われる。伝統的な大学を評価する場合、その長所と短所とは併せて考慮さるべきであるが、ここでは大学の管理運営が閉鎖的かつ独善的である点が指摘され、その点の批判に力を入れている。

その結果、外部の社会からの要求にたいして、開かれた大学であるべきである、というところから、大学の管理運営については、近代化すなわち合理化、効率化の必要が強調されている。しかし、このような社会的要請は、大学教育が社会に対して即座に有用な人間をつくり出すことを要望するので、大学のもつ独自で積極的な役割、ことに創造的な役割を軽視する恐れを含む構想となるのではないかと考えられる。

ここにいう高等教育機関とは、必ずしも伝統的ないみでの大学ではないであらうから、そこにある程度の新教育機関の構想が現われてくるのは当然のことであらう。この新構想の面では、いわゆる高等教育機関が、研究とは必然的な関係に立つものではなく、単なる教育機関として考えられる傾きをもっている。その目的が当座の役に立つ有用な人間を育成することに傾き、そこでは教養さえも有用な社会人の必要とする「総合された専門的な教養」という特異な表現をとつている。他面、社会的進路に応ずる職業生活教育が重視され、これを専門的教養なり教育と考える。高等教育機関に職業教育的な要素がとり入れられ、これを重要な目的としていることは、積極的で創造的な

人材を養成するには不完全な考え方であらう。

しかも、いわゆる高等教育機関における教育方法について、その効率化を考慮しているが、何れも与える教育であり、教育とは知識の伝達に止められている。このいみでの教育は一方的とならざるをえないのは当然のことであらう。

さらに、高等教育機関の多様化という構想によつて、その中には大学的内容を備えない特殊目的の機関さえ含まれるものとなつて、教育の理念なり方法なりの雑多な分裂が現われてくる恐れもなしとしない。

このような中教審の構想は、いわゆる高等教育機関における教育と研究の均衡のとれた位置づけを欠いているところから、教育の実用性という基本的立場とあいまつて、教育制度の統一性を妨げ、その混乱をひきおこすこともありうるであらう。

II 個々の問題点

「1、高等教育機関の目的・性格の多様化」

(1) ここに挙げられた六種のいわゆる高等教育機関は伝統的な大学とはそのまま合致するものではなく、カテゴリーとして構想されたものであらうから、各種の異つた内容をもっている。その結果は、教育制度の混乱をひきおこす恐れもあると考えられる。六種の機関のうち、第1、第3、第4種の機関は、それぞれ単なる教育機関であるとされ、それらはあるいは社会的進路に応ずる「専門的な教養」教育、または「専門的な職業」のための資格、能力、訓練などを目的としており、いずれも実用性が強く、少なくとも研究とは無縁のものである。これを高等教育機関とし、最終教育の段階とすれば、いわゆる高等教育機関における研究の占める地位は欠けており、これを高等な教育となしうるか、という疑問が生れる。

(2) これらの機関は教育機関であり、研究教育機関とされるのは第2、第5、第6種であるが、そのうち第2種は現在の学部課程と大学院修士課程とを結

合したものである。それが、大学間の格差をつくり出す条件となりうるばかりでなく、ここにいう大学院については未だ検討されていない。他の2種、第5、第6種は新たな構想による単なる大学院であつて、これも内容は明らかでない。この構想についてみても、研究の問題が教育とは切り離されている。

「2、教育課程の改善の方向」

- (1) 一般教育と専門教育について、その従来の形式的区分は廃しているが、これを総合的な専門教育というような考え方によつて置きかえようとしても、教育の実用性という基本的姿勢からすれば一般教育の理想は失われているように思われる。
- (2) 外国語教育を実際的な活用能力だけと結びつけ、その能力検定についてまで考慮していることは、何ら高等教育機関と関係する問題ではなさそうであり、外国語教育の本質的理解を欠くものというべきであろう。

「3、教育方法の改善の方向」

教育大学的手法を応用することは適當であろうが、講義とはたんに精選された内容を伝達するという一方的なやり方であるとし、学生の側の自発的・創造的な活動に留意するところが薄いのは適當とはいひ難い。その点について、教育についての学生の立場を消極的な地位に置きながら、体育的・文化的な活動の場面のみ学生の自発的な活動を期待するのは、この報告の基本的性格と関係しているであろう。

「4、高等教育の開放と資格認定制度の必要」

一方的伝達としての教育について、これを開放し、資格を認定するのは好ましいとはいひ難いであろう。

「5、教育組織と研究組織の機能的な分離」

個人としての教員が教育と研究の両面の活動に従事すべきものとしながら、教育上の組織と研究上の組織は区別さるべきであるとし、教員にたいしては教育を行なうために必要な研究の環境が用意されるべきであるとするのみで

ある。また、教員が研究面に関心を払いすぎること、教員選考に当つても研究業績を重視しすぎることなどに捉われすぎて、大学における教育と研究の本質的な不可分性を否定している。ここにも、実用教育の偏重の傾向が示されていると考えられる。

「6、大学院」の在り方

研究機関としての、いわゆる高等教育機関の在り方を考えるに当つて、この項は重要であろうが、今後の検討に委ねられている。ともあれ、第2、第5、第6種の機関は、新構想のなかでは、いわば切り離され、外された地位しか与えられていない。いわば、高等教育機関の中では例外的であつて、もしこれを高等教育機関の中を含めるとすれば、機関相互間の格差はいよいよ拡大されざるをえないであろう。

以上、高等教育機関を社会的有用性という見地から見た構想であつて、研究の軽視、基礎的教養の認識についての不徹底さはその欠点であり、しかも六種の高等教育機関の考え方は統一的でなく、教育制度の混乱と、相互間の格差をひきおこす惧れも含まれている。

大学教育にかんする的確な理念から出発し、独自であり積極的な機能を目指すことによつて、却つて社会的要請に応ずることができるであろう。

(中教審試案第2 高等教育改革の基本構想 7-11)

I 全体を通じての問題点

- (1) 従来の国立大学の管理運営が閉鎖的であつて、その結果独善的に陥る危険性が大きかつたことが指摘されている。ある面において、この点は大学として反省しなければならないことではあるが、本中間報告は全体としてこの点についての批判に急であつて、大学の自主的な管理運営によつてえられた長所、とくにそれがわが国の学問研究の発展に寄与したことへの理解に乏しい。そしてこのような性急な批判の結果として、大学が外部の社会からの要求を受けられるべきであるという考え方に偏し、このような外部の社会的要求を受けられるための制度の提唱においても、それがどのようなマイナスの面をもつかについての配慮に欠ける憾みがある。
- (2) 大学教育が社会に有用な人材の養成に役立つことは必要であるが、中間報告は高等教育機関が教育面における当面の効果を効率的にあげること重点をおきすぎる嫌いがある。教育面においても長期的視野にたつた構想を考えるべきである。そしてとくに大学に課せられた重要な任務である基礎的研究は、しばしば当面の効果を期待されないものでありながら、長い眼でみて、国家・社会にとつて必要であることはいうまでもない。中間報告はこの点について十分な考慮が払われていない。
- (3) 中間報告に示された意見には抽象的には理解しうる点も多いが、それが具体的にどのように実現されるのかが示されていない。もとよりこのような具体案についてはこの基本構想をもととして今後検討されるのであろうが、具体的うらづけを欠く抽象的な構想のみではこれを正しく評価できない場合が

少なくない。

II 個別的な問題点

第2 高等教育改革の基本構想

「7 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化」

- (1) 高等教育機関が巨大化することはその機能を低下させる原因となるからそれを適正規模におさえる必要のあることはたしかである。しかし、現在の学問の発達からみて総合大学は大規模になるのは必然的ともいえる。中間報告は総合大学の積極的な意義を検討する必要があるとしているが、その背景には総合大学への消極的評価があるようにもみられる。高等教育機関の種別化(第2-1)の構想にもそれがうかがわれる。しかし他方で学長などの中枢的な管理機関の指導性の確立のように、むしろ総合大学の方式の維持を前提としているともみられる提言もある。構想はいずれの方式をとろうとしているのかが不明確である。
- (2) 研究施設の連携協力の強調はよいが、さらにすすんで効率的な統合の方向も考えられているようにみえる。これは科学技術庁設置の構想と同趣旨であるが、研究と教育の機関である大学の場合、その教育計画に支障をもたらすおそれがある。
- (3) 大学の中核的な管理機関の指導性の発揮は必要であるがこの反面として権限の過度の集中があるとき、大学の管理運営は却つて阻害される危険があり、この弊害に対処する具体策が示されねばならない。
- (4) 財務・人事・監査などに関する機関に学外の有識者を加えることが、そのまま大学の内部的な衰退を防止することになるかどうかは明確ではない。むしろ外部の政治的・経済的な要求がそのまま大学にもちこまれ、大学の「自

主的・自律的」な運営が阻害され学外の近視眼的要求に左右されるおそれもある。

「8 教員の人事・処遇の改善」

- (1) 教官の選考や業績評価に学外の専門家の参与を求めることも、それが直ちに不適格者の温存をなくしたり、人事の流動性を確保することになるかどうか疑問であり、その運用によつては大学の自治の基本的部分と矛盾するおそれがある。
- (2) 任期制の採用も、それが長期的な研究計画を困難ならしめ、教官の地位を不安定ならしめることにもなるから、その採用は安易になされるべきではなく、充分の配慮が必要であり、他の方法と並んで検討されるべきである。なお、第三者による訴追の制度は、裁判官や人事官のように強い身分保障を前提とするから、教官についても同様の保障がなければ不合理であり、また訴追をどのような方式でいかに扱おうかなど具体案が示される必要がある。

「9 国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向」

- (1) 現行の制度では、大学の設置者である国または地方公共団体が国民または地方住民に負う民主政的な責任を明確にすることと、大学の自治にもとづく管理体制を維持することが矛盾する場合の解決ができないという前提がとられているように思われる。この二つが一見矛盾するようにみえるときでも、大学の自主的運営に委ねることが民主政原理に反しないことは当協会が「大学の管理運営に関する意見」の第2章で明らかにしたところであり、この前提は直ちに賛成できない（もとより大学の管理運営の責任が不明確であつてはならないことは当然であるが）。
- (2) 大学の管理組織の抜本的改善の方法としてあげられる学外の有識者を加える新しい組織の設置は、国鉄に部外者の理事を加えるやり方に似ている。こ

れは大学の教官による管理体制が独善的になることを防止する効果があるとしても、もしその学外者に適任者をえられないときには大学の自治は内部から崩壊する危険がある。一般に部外者は大学の研究・教育・管理について批判者としてすぐれている場合でも、主体的に管理に協力し、大学の機能に充分の理解をもつことは至難であるといわねばならない。

- (3) 第2の方式は、将来の大学の設置形態として検討に値するものであるが問題点が少なくない。これにより国または地方公共団体は従来の設置者としての責任を免れるが、一定額の公費の援助を受ける結果、予算の審議決定、会計検査において国などの介入は免れず、この場合、結局教育や研究の計画について政治的規制をうけるおそれがない。また現行の特別会計を法人に改めると、公費の配分、その前提となる大学の教育・研究計画の決定について大学間の調整をすることはきわめて困難であると思われる。さらにこの法人には固有の機関が必要になり、あたかも私立大学の理事会の如き機関が国立大学に設けられ、そこに研究教育と経営との対立の調整の問題が生じよう。この機関を評議会や教授会から独立した組織とすれば大学の本来の機能である研究と教育の独立性が阻害されるおそれが生まれる。

「10 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善」

- (1) 国公立大学と私立大学の格差を縮少することは必要であるし、また国公立大学に入学を希望しながら入学できない青年が多い現状では、受益者負担の原則は考慮されてよいともいえる。しかし経済的に困難な階層に教育の機会均等を保障する意味で国立大学の学資を低く押える必要も無視できず、また私立大学の授業料の合理化をぬきにして単純に国立大学の授業料の値上げを論ずることは妥当でない。
- (2) 大学に対する国以外の一般社会からの大幅な資金的援助が得られるための

具体策を早急に講ずる必要があり、この場合に大学の自主性の尊重もあわせて考えるべきであろう。

「11 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整」

- (1) ここでいう「長期の見通し」が果してどの程度の期間を指すのかが明確ではない。
- (2) 計画の立案、その実現の推進のための新しい公的な体制が具体的に明確でないのでの確な論評ができない。「広く国民的利益を代表する人々」が参加するとし、「国民全体の立場に立つて」立案するといつてもなお抽象的である。これを単純に民主政の論理で解釈し、国会あるいは政党の政治的考慮が加わるようなものとすれば、大学の理念に適合するとはいえない。